陳 情 第 ５ ０ １ ０ 号
平成２７年１１月２４日受理

（件　名）　子宮頸がんワクチン副反応（副作用）の被害者への支援について
（１，４項）

（陳情の要旨）

子宮頸がん予防ワクチン（ＨＰＶワクチン）は，平成22年11月に「緊急事業」としてスタートして以降，平成25年４月には定期接種化されるなど，国と地方自治体とで接種が推進されてきました。

その後平成25年６月には副反応の問題などから「当面の間，積極的な接種勧奨は差し控える」こととなりましたが，接種後さまざまな症状に苦しんでいる多くの方がいます。治療方法もわからず，また神経症状により学校や職場にも通えず，日常生活に支障をきたしている状態です。

接種対象が（当時）小６から高１の女子生徒であったことから，ＨＰＶワクチンの被害を訴えている方の多くの方は10代の少女であり，接種前は皆元気に学校や職場に通っていましたが，接種後に歩行機能や認知機能の低下，不随意運動，末梢神経や免疫機能の異常など，多岐にわたる症状が発症しています。医療の現場においても病態の診断や治療が難しく，症状はなかなか改善されないため，精神的，金銭的にも困窮しています。

国による救済制度は存在するものの，これまで厚労省が2,500人以上もの被害を把握しているのにもかかわらず，平成27年９月に初めて11人の救済が決定したに留まるなど，依然進んでおらず，被害者そして家族にとっては，国の救済をただ待つのでは先が見えない苦しみを背負うこととなります。

被害を訴えている方の多くは子どもであり，学習する機会を奪われ，進学することも就職することもできず，日々痛みや異常な程の倦怠感，めまい，脱力感，記憶障害，学力障害などにより辛く苦しい日々を送っています。

国の判断を待つのではなく，鹿児島県議会の皆様にはぜひ私たちの訴えに耳を傾けて頂き，一日も早くＨＰＶワクチン接種により起こっている問題を解決してください。

以上の趣旨に基づき，下記事項を陳情します。

記

１　保険診療･自費診療にかかわらず，治療にかかる費用に対する援助を行うこと。

２　被害を訴えている学生への就職・就学支援やサポート体制，教育環境の充実を図ること。

３　子宮頸がん予防ワクチン（ＨＰＶワクチン）を接種した人に対して，副反応について周知するとともに、相談窓口や医療機関について周知すること。また，県内での副反応の発生状況について調査を行うこと。

４　特別児童扶養手当について，子宮頸がんワクチン副反応の症状は一日の中でも症状が大きく変わること等を考慮して頂き，判断基準について検討すること。

陳情第　５０２３　号
平成２８年４月２２日受理

（件　　名）　電動車両用の充電器・付帯設備の公共施設等への早期整備等についての陳情書

（陳情の要旨）

現在，鹿児島県においても本土を中心に環境に優しい電気自動車等の電動走行が可能な車両が増えてきております。これらの車両が増える事により環境問題やエネルギー問題，災害対策等の課題解決の一つになると思われます。またこれからの街づくりや観光にも新しい価値観をもたらすものと考えられます。

しかし本県では，これらの電動車両用充電インフラは薩摩川内市と民間大手の施設では整備されつつありますが，中小企業の施設，県や薩摩川内市以外の他の自治体の公共施設・離島ではまだほとんど整備されておりません。今後生活に欠かせないインフラとなるだけに早急の整備が必要と考えます。

2015年12月12日にはＣＯＰ21においてパリ協定が採択され，今後益々環境政策やエネルギー政策は重視されることが予想され，同年6月の観光立国推進閣僚会議では「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」の中でも，ＥＶの充電施設を全国の道の駅に標準装備する，とするなど，国もビジョンを掲げており，熊本県の道の駅では，2015年11月５日現在で28駅中21駅で設置済みとなっております。

対して本県の道の駅では21駅中１駅という現状です。（国土交通省道路局ＨＰより）

民間レベルでは，今後場合によっては業績悪化による撤退等で充電器が使用出来なくなる事態が発生する可能性があり，それは街からインフラの消滅または縮小という事態を意味します。

是非とも本県も観光立県として公共施設等を中心とした充電器・付帯設備の整備を進めて，併せてセーフティーネットとして整備していただきたいのと，環境政策やエネルギー政策，災害時の非常用電源の面からも電動車両の普及に力を入れていただきたくお願い申し上げます。

以上の趣旨に基づき，下記事項を陳情します。

１　急速充電器・普通充電器・倍速充電器（普通充電器の２倍の充電機能と給電機能を持つ）の公共施設への早期設置（急速充電器の設置優先・付帯設備を含む）

２　電動車両や急速充電器・普通充電器・倍速充電器の購入・設置費用のための補助金の予算確保

陳 情 第　５０３３　号
平成２９年２月１５日受理

（件　名）　ひとり親家庭の医療費助成制度、重度心身障がい者医療費制度の現物給付（窓口無料）を求める陳情書

（陳情の要旨）

日頃のご奮闘に敬意を表します。

鹿児島県のひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障がい者医療費助成制度は償還払いのため、手元にお金がないと受診をやめたり、回数を減らしたり、いわゆる「受診抑制」が働きます。子どもに限らず受診抑制はあってはなりませんが、特にこどもは心身の成長期にあり、かつ、親や社会を選ぶことはできません。成長期にある子どもに受診抑制が発生すれば、将来にわたって取り返しのつかない事態になってしまいかねません。必要な医療が受けられるようにすべきです。

昨今、子どもの貧困の問題が取りざたされますが、母子家庭の半数が貧困ラインだといわれています。部活、洋服、本など当たり前に子どもたちにしてあげたい事が、してあげられない家庭がふえているという報道などを見るにつけ、胸がいっぱいになります。また、障がい者の薬や、装具などが高額で、後から返ってくるといっても、一旦支払うためのお金の準備に大変苦労しています。

子どもの命は平等です。親の経済状況に関係なく必要な医療が受けられるようにすることは何をおいても最優先される事だと思います。

現在、ひとり親家庭、重度心身障がい者の医療費助成は全額、後日返ってきます。そうであれば、窓口で無料にするのは難しい事ではないと思います。早急に実現していただきますようお願いいたします。

陳 情 第 ５ ０ ３ ４ 号
平成２９年６月１５日受理

（件　名）　県民へ安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情書

（陳情の要旨）

2011年の福島第一原発の大事故では，高濃度の放射性物質が広範囲に飛散しました。事故の収束をみないまま，九州電力川内原発１・２号基が再稼働しています。

現在，川内原発５キロ圏内（ＰＡＺ）の住民へは，放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれることを抑えるための安定ヨウ素剤の事前配布がありますが，５キロ圏外の住民へはありません。福島の原発事故でも明らかなように，放射性物質はＰＡＺ内に留まらず，どこまでも拡散していきます。

事故が起きた際に，すぐに安定ヨウ素剤を摂取できるか否かは，甲状腺ガンの発生のリスクやその後の健康障害に大きく影響します。

また，地震や台風などの複合災害となった場合は，道路や家屋の破壊により避難もままならないうえ，安全に配布することも困難を極めると考えられます。万が一の原子力災害時にも甲状腺被爆を最小限に抑えるためには安定ヨウ素剤を事前配布することが最善策と考えます。少なくとも，希望する住民には事前配布すべきです。

以上のことから，原子力災害から県民の命と健康を最優先に守るために，以下の事項を陳情いたします。

（陳情項目）

一．原子力災害時の甲状腺被爆を抑えるために，５キロ圏外の県民にも安定ヨウ素剤を事前配布してください。少なくとも希望者には事前配布してください。

陳　情　第５０３８号
平成２９年９月１１日受理

（件　名）　障害者が65歳になったときの対応について

（陳情の要旨）

障害者が65歳となり，介護保険対象者になった場合，厚労省は自治体に対して，障害者の意向を丁寧に聞き取り，強制移行しないようにお願いしていますが，岡山などの他県では訴訟問題に発展しているところもあります。一律に介護保険優先をさせない事例も広がってきていますが，どの事例も個別の事案に対しての対応で，自治体としては，基本介護保険優先ということになると思います。障害者差別解消法の法令も施行されている中にあって，障害者が年齢で区分され，生活に必要不可欠な支援サービスの減少と金銭的負担等を強いられている現状を改善へ向け取り計らってもらいたい。

以上の趣旨に基づき下記事項を陳情いたします。

記

１．鹿児島県内の自治体に対して，一律に介護保険を優先しないよう県から要請してほしい。
２．県として，国に対して優先規則を撤廃し，選択制を導入するように要請してほしい。
３．65歳問題で困っている自治体があれば，財政支援を含め，県として対応してほしい。
４．65歳を迎えた支援法受給障害者に対して介護保険受給の際，自治体の併給（上乗せ）支援法支給基準の条件を撤廃してほしい。

陳　情　第５０３９号
平成２９年９月１１日受理

（件　名）　「鹿児島県有害鳥獣特区」申請と「鳥獣加工処理所設置」申請について（１項）

（陳情の要旨）

今，世界の産業は10年で様相が一変，日本の電子産業は衰退してしまうのか…！一方，世界のＩＴ産業は，中小ハイテクに投資し駅大化は止まらない勢いのようです。また，世界のＡＩ研究者も，巨大化したＩＴ産業による寡占が始まったと言われています。

世の中が，何もかも変わろうとしている時，政府の有害鳥獣に対する対策が動き出しました。全国12ヶ所に「鳥獣捕獲から加工迄のモデル地区」を，自治体等から年度末迄に受付，30年度から補助金交付をと公示しました。

有害鳥獣問題の悩みは，古くて新しい問題でありますが，この実態を解決できないのは，流通販路の方法が見えないことに，全ての原因があります。

中国では，若者の起業家が１億件余りの企業を起こしたと言われています。鹿児島の若者だって，世界に通用する鳥獣の流通アプリには乗れるはずです。

県の喫緊な鳥獣被害の現状から，下記事項について陳情をいたします。

記

１．鹿児島県有害鳥獣特区申請を行う

特区内においては鳥獣捕獲を罠捕獲だけにして，鉄砲猟を原則20年間全面的に禁止するとともに，鳥獣が多数生息する県有林，国有林の鳥獣保護区の規制を廃止して，ここでも猟が出来るようにすることで，頭数の調整を図る。

２．鳥獣加工処理所設置を国に申講する

鳥獣の加工処理場を国の補助で設置するとともに，有害鳥獣の持ち込み額を値上げをすることで，持ち込み量の増加と市販売価の値下げを図り，「カゴシマジビエ」の市民権が得られるよう世界に向けネットで広報を行う。

（資料添付省略）

陳　情　第５０４１号
平成２９年９月１２日受理

（件　名）　霧島市牧園町高千穂小谷における大規模太陽光発電建設工事について

（陳情の要旨）

本件については，施工業者（伸和工業）が，2015年８月27日，2016年６月14日の，工事現場直近の私共住民との２回の話し合いにおいて，「許認可を得ている」との一点張り，「一方的な説明に終始」され，全く話し合いにならない状態が続いています。この間ＦＩＴ法が改正され（29年３月資源エネルギー庁），「地域住民との適切なコミュニケーション図る」等とされました。

施工業者らの「住民に説明，了解を得た」と言う口実をもって「許認可された」事について，私たち住民は全く納得していません。施工業者の対応は，「数件に戸別訪問」して，「ここに署名してほしい」と振れ回り，個別の住民が「おろおろとしている」内に署名させ，認可を得たもので，住民は納得していません。その結果，「森林を伐採し」，「山を削り」，「谷を埋め」，あっという間にシラス台地やローム層迄地盤を掘り下げ，岩盤まで削り去り平地にしました。霧島は日本で一番先に国立公園に指定され，風光明媚で自然がいっぱいです。その森林50㌶が今消失しつつあります。

2017年６月25日に，自治会６区６班Ｂを対象に，施工業者主催で住民集会が開かれました。そこで私たちは初めて「近隣住民，霧島市議など」に呼びかけて住民集会に臨んで来ました。住民の中には転居を考えた方も少なくありません。それ以降も，２回ほど施工業者の押し付け的な話し合いの場と一方的独善的な工事の進行でした。この間「当初の約束を次々と覆し」，「許認可を得た」と言い，今日に至るものであります。森の消失による風害，気温上昇という最大の問題については，私たちの「境界から30mの範囲の復元」要望について，折衝していた伸和工業社員と，「温度の件，風の件，それぞれ有ります」「輻射熱の関係で熱が上がったり，その辺の周辺の温度が上がったり」「そういうものも，検討していきたい」と発言もあり，また，霧島市を通じて，住民の意向に沿った方向で行くしか同意は得られないだろうということで，30mを従来に戻すということを住民に回答があったにも関わらず，「そんな約束は退職者や前任者が勝手にした」などでした。

「受忍限度を超えた」言動や行動に，住民はどうしていいかわからず唖然とするばかりです。事業主については施工関係者からは借地関係以外は一切，「法的事業責任者の関係」が明らかにされないままでしたが，私たちは最近，南国殖産グループを実質的な事業主と判断するに至っています。

以上本件は，「住民無視で各許認可を得た」もので，「風の件，温度の件」など最低限の要望を反故にされ続けています。鹿児島県は「許認可権限者」で，「改正ＦＩＴ法」により住民同意が謳われています。

「建設後に起こる」，瑕疵の責任や管理者の転換，売却，満期後の撤収，回復なども，まったく担保されていません。

「直近家屋数件への騙し的な同意書は無効」と撤回を要求しましたが，無回答です。許認可が下りれば「手の平を返す」ような「約束事項を反故にする」行動をとり，或いは行動をさせた施工業者，事業主側に，話し合いをするよう促すことを下記の通り陳情する次第です。

記

一　進む霧島連山麓高千穂小谷地区の森林大規模伐採，メガソーラ建設に対して，直近地近隣地に住む私たち居住者と施工業者＆事業者(伸和工業＆南国殖産)との話し合いを仲介していただくよう県をご指導いただくこと。

二　話し合いの協議要望事項

１　直近住民の納得する防風林対策をお願いしたい。「温度の件，風の件」については，県が観測実施することも含めてご尽力戴きたい。

２　老人介護施設(青寿園)に対し，暴風や砂塵が舞い込まない様にして戴きたい。

３　近隣周辺に当該施設からの影響による，風害や排水などの，被害発生については，速やかに事業主の責任において，完結復旧され，今後の善後策を講じて戴きたい。

(添付資料省略)

陳　情　第５０４２号
平成２９年９月１２日受理

（件　名）　安定ヨウ素剤の希望者への早急な事前配布実施を求める陳情書

（陳情の要旨）

原発大事故で放出された放射性ヨウ素による甲状腺がんを防ぐため，安定ヨウ素の希望者への事前配布を求める市民からの陳情が30キロ圏を含む５市１町（2017年９月11日現在）で採択され，知事宛の意見書が提出されています。

次回の原子力安全・避難計画等防災専門委員会に，希望者への事前配布計画案が県担当課から提出され，検討の後，最終的に県議会に提案される予定とのことです。川内原発は現在も稼働中です。県民の安全安心のため，可能な限り早急な実施を要望します。

以上

陳　情　第５０４３号
平成２９年９月１２日受理

（件　名）　国民健康保険制度に関する陳情書

（陳情の要旨）

国民健康保険制度は，我国の皆保険制度の根幹をなす制度と言っても過言ではない大切な制度です。しかしながら低所得者や高齢者が加入者の大半を占める国民健康保険制度は，現在，危機的な状況を迎えており，来年度から，都道府県が財政運営の責任主体となる，制度の大きな改定が行われようとしています。県民のいのちと健康をまもるために，県政のはたすべき役割がますます重要になろうとしています。

県の国民健康保険運営方針の素案もだされ，方針決定もせまっていますが，住民，被保険者にとっていちばんの願いは，払える保険税，安心して使える医療制度にしてほしいということです。この立場から，以下の点について陳情致します。

（陳情項目）

一，政府にたいし，次のことを要求して下さい。

①2015年度からの1700億円，2018年度からの1700億円，合計3400億円の国庫投入では，抜本的な財政基盤の強化には絶対的に不足と言わざるを得ない。早急に国保総収入に占める国庫支出の割合を，1980年代の50％まで増やしていただきたい。

一，県として次の点に力をつくすよう要求して下さい。

①市町村が独自におこなっている一般会計からの国保会計への繰り入れは，住民負担を軽減する重要な役割をはたしています。「計画的・段階的に解消を図っていく」と素案にはうたわれていますが，存続をはかるためにこそ県としても力をつくしてください。

②県の医療費助成制度を拡充し，現物給付を実現して下さい。

③恒常的低所得者への保険税，一部負担減免制度実現のために，市町村と協力し，減免制度の充実をはかってください。

④県内でも国保税の滞納処分として，生活保護基準以下の生活を余儀なくされている母子家庭に対し，差押え禁止財産である児童扶養手当を，預金に振り込まれた当日に差し押さえた事例が生まれています。無法な差し押さえが行われないよう県としても取り組んで下さい。

以上

陳　情　第５０４４号
平成２９年１１月２４日受理

（件　名）　指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発反対に関する陳情書
（２，５，６項）

（陳情の要旨）

双日株式会社（以下事業者）とサンエコー（以下土地所有者）は2017年11月７日の事業説明会で，2018年３月着工，2020年３月運転開始予定で指宿市山川大山の土地に約30町歩に及ぶ太陽光発電所の開発を計画しています。開発予定地は山で，その真下にある上出集落は度々土砂災害や浸水被害に見舞われ，土砂災害危険地域に指定されています。

山の環境が変化し，鳥獣による農作物への被害も懸念されます。

以上の趣旨に基づいて，下記の事項を陳情します。

記

１，林地開発予定地の地質調査を行うこと。
２，林地開発に伴う土砂災害や浸水被害可能性とその規模の算出を行うこと。
３，林地開発予定地に生息する動植物など，生態系の環境調査を行うこと。
４，林地開発予定地の近隣住民への意識調査を行うこと。
５，調整池の設置で排水路の水量が事業者の主張するとおり減るのか調査すること。
６，１～５をふまえ大規模な林地開発の許可に対し，慎重審議を行うこと。

（陳情の理由）

１，自然災害の危険

開発予定近隣の上出集落は指宿市のハザードマップでは土砂災害危険地域内にあります。大規模な林地開発が行われると山の保水力が失われ，災害への危険が増します。指宿市の近年の降水量は2013年6月では460.5mm，2014年６月では815.5mm，2015年６月では1398.5mm，2016年６月では695.5mm（気象庁各種データより）と多く，2017年７月１日には山川大山で１時間に111mmの降雨があり，国道226号線の道路の崩壊や土砂災害が起きました。さらに，2017年７月11日には震度５弱の地震もあり，今後土砂災害の危険性が増してきます。

２，農業生産環境への悪影響

開発予定の地域で生活基幹の主となるものが農業生産です。近年の気象変動で農作物への鳥獣被害が増え，農作物への影響がますます懸念されます。また，指宿市は池田湖と鰻池の二つの水資源により農業生産や住生活を行っています。

山林の伐採により山の保水力が低下すると農業生産だけでなく生活に関わる水資源に対しても影響が出てくると考えられます。

３，20年後の太陽光パネル，調整池，土地の処理問題

契約期間終了の20年後，太陽光パネルに関してはきちんと処理し，植林をするとのことでしたが，自然は簡単に元には戻りません。また調整池に関して，事業者側はそのまま残すとのことでしたが，事業者や土地所有者が管理を杜撰にすると新たな災害に悩むことになります。

４，精神的不安

林地開発予定地の麓にある上出集落は49戸数，そのうち65歳以上の高齢者のいる戸数は22戸数に上ります。上出集落は周囲を山に囲まれており，土砂災害や浸水被害が起きた場合，全員が無事に避難できるのか，避難経路はどうするのか不安が募ります。

以上

陳　情　第５０４５号
平成２９年１１月２４日受理

（件　名）　知事宛の安定ヨウ素剤の事前配布を求める意見書を，尊重した実施計画の作成を求めることについて

（陳情の要旨）

川内原発から30キロ圏の７市町議会から三反園知事宛に安定ヨウ素剤の希望者への事前配布を求める意見書が提出されています。

今後，県の担当部署から実施計画が提案されることになっていますが，私たちは提案に大変期待すると共に，７市町の意見書の内容を最大限尊重するものになるよう，県議会において審議されることを期待しています。以上の趣旨に基づき，下記事項を陳情します。

記

安定ヨウ素剤の事前配布計画については，７市町議会から知事宛に提出されている意見書の内容を最大限尊重するものにすること。

陳　情　第５０４６号
平成３０年２月１３日受理

（件　名）　指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発に関する陳情書

（陳情の要旨）

双日株式会社（以下事業者）とサンエコー（以下土地所有者）は2017年11月７日の事業説明会で，2018年３月着工，2020年３月開始運転予定で指宿市山川大山の土地に約30町歩に及ぶ太陽光発電所の開発を計画している。開発予定地は山で，その真下にある大山区上出集落は度々土砂災害や浸水被害に見舞われている。このようなことから，大山区総会において，指宿山川太陽光発電開発については，山の環境が変化し，大規模災害が発生するのではないかと懸念され，反対の決議もなされた。小川区においては事業者説明会で小川区住民の反対意見が相次ぎ，再度説明会の相談要請があっても受け入れないと前小川区長は業者側に伝えた。近隣の開発予定地下流側にはたいせいこども園もあり，これまでの災害発生の状況等も鑑み，子供達の命に関わる問題ともなることから反対の声があり，又，地域の営農者からも「鳥獣の生息地になっている当該地域の開発により生息地を追われた鳥獣による被害が近隣の農地へ広がり，農作物への被害が発生する」との事で反対の声があった。

以上の趣旨に基づいて，下記の事項を陳情します。

記

①　県は，林地開発の審査にあたっては，森林法第10条の２の許可基準に基づき，大山区の総会によって開発への反対の決議がなされたことや小川区の説明会の状況等も踏まえ，慎重な審査を行うこと。

②　当該開発予定地の下流には，指宿市防災ハザードマップによると土砂災害危険箇所として土石流危険渓流区域があり，県は，慎重な審査を行うこと。

陳　情　第５０４７号
平成３０年２月１５日受理

（件　名）　受動喫煙防止の取り組みについて

（陳情の要旨）

近年，喫煙や受動喫煙の健康被害の周知により，健康増進法が定める公共施設等での禁煙化は進んでいるが，多くの県民や観光客が利用する飲食店等の禁煙化や分煙化は殆ど進んでいない。

現状をみるに，本年２月９日現在，鹿児島市では，登録飲食店6887店中，禁煙登録店303店で4.4％，鹿児島市を除く県全体では，5243店中409店で7.8％である。最高は日置市で222店中56店25.2％であり，他地域に比べて伊集院保健所の飲食店等への取り組みは積極的できめ細かい。尚，県全体で７町村が０％である。受動喫煙からの健康被害防止の公衆衛生上の主な対策は，飲食店等の禁煙化，分煙化である。

国は法律を制定し，飲食店等を規制する方向であるが，内容は甚だ疑問である。

そこで県としては，広く県民や市町村に対し，受動喫煙による健康被害を啓発して疾病予防を促し，保健所に対しては，飲食店等の禁煙店登録に積極的に取り組むよう啓蒙して頂きたい。